

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月及び同年2月
② 平成6年10月から7年1月まで

大学在学中の平成5年5月から9年3月までの期間の国民年金保険料は、毎月又は、卒業時にまとめて納付した記憶があるので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成5年7月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②以外の期間の国民年金保険料は全て納付済みとなっており、申立期間①の前後の保険料は現年度納付されていることがオンライン記録から確認できる。

このほか、申立人が2か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を毎月又は、卒業時にまとめて納付したと主張しているところ、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間②は、保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、申立期間②直後の平成7年2月及び同年3月の保険料が過年度納付されていること並びに7年5月18日付けで申請免除とさ

れていた同年4月から8年3月までの期間の保険料が9年3月14日に追納されていることがオンライン記録から確認できる。

また、申立人が申請免除期間の保険料を追納した平成9年3月の時点では、7年2月以降の保険料は納付可能であるが、申立期間②の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人から保険料の納付状況について具体的な供述が得られないことから、申立期間②に係る保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②のうち、平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月まで
② 平成 12 年 1 月から 17 年 12 月まで
③ 平成 18 年 7 月から 19 年 6 月まで

申立期間①について、私が 20 歳になった昭和 53 年*月頃、祖父が国民年金の加入手続を A 市役所で行い、国民年金保険料を納付してくれたので、申立期間①の保険料が未納となっていることは納得できない。

申立期間②及び③について、平成 11 年 8 月頃、年金に関する通知が来たので B 市役所市民課に行き、会社の倒産で収入が無いことなどを相談し、国民健康保険の減額及び国民年金の免除申請を提出し、猶予の通知をもらった記憶がある。申立期間②及び③が免除期間ではなく、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その祖父が国民年金の加入手続を A 市役所で行い、国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から申立人の申述と同時期の昭和 53 年 11 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、現年度納付は可能であり、7 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「市役所か社会保険事務所（当

時)かは分からないが保険料納付の書面が届いたものの、当時は会社が倒産した直後だったため、国民年金保険料は支払うことができないと手紙を書き一緒に送り返した。平成12年以降は、毎年免除の申請をして、その都度保険料を猶予するという書面が届いた。」とし、申立期間③については、「私はB市役所の窓口で、納税証明書を出して保険料の免除の申請をした。毎年免除の申請をして、その都度保険料を猶予するという書面が届いた。」としている。

しかしながら、オンライン記録では、平成19年11月2日に免除申請を行い、同年7月から9月までの期間のみについて免除の承認(平成20年2月以降は申請免除)を受けており、申立期間②及び③に係る申請免除についての記録は見当たらず、また、免除記録の取消等の不自然な処理を行った形跡も見当たらない上、当時の免除期間に係る事務の取扱い(申請月が1月から6月の場合は前年7月から当年6月までの期間を、申請月が7月から12月の場合は当年7月から翌年6月までの期間が免除の対象期間)では、平成19年11月2日に行った申請免除手続において申立期間③は免除承認対象期間とすることはできない。

また、申立期間②は72か月と長期間であり、A市とB市の2つにまたがった行政機関において、6年連続して国民年金の免除申請の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間②及び③において、記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、日本年金機構C事務センターによると、免除申請書について「平成13年度分から保管しているが、申立人について申立期間②の一部の期間及び③に係る免除申請書は無い。」としている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年9月1日から18年9月1日までの期間、及び21年7月1日から22年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額に係る記録について、16年9月から17年1月までを28万円に、17年2月を30万円に、同年3月から18年8月までを28万円に、21年7月から22年2月までを32万円に、同年3月及び同年4月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成22年5月1日から23年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年4月から同年6月まで、及び22年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額に係る記録について、22年5月から23年6月までを41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から23年7月1日まで
申立期間に係る標準報酬月額が実際の給料より低くなっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権

が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成16年9月から22年4月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月から23年6月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成16年9月1日から18年9月1日までの期間、及び21年7月1日から22年5月1日までの期間については、申立人及び税務会計事務所から提出された当該期間に係る所得税源泉徴収簿（給与台帳）により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年9月1日から18年9月1日までの期間、及び21年7月1日から22年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿（給与台帳）で確認できる保険料控除額により、16年9月から17年1月までを28万円に、17年2月を30万円に、同年3月から18年8月までを28万円に、21年7月から22年2月までを32万円に、同年3月及び同年4月を30万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から資料等を得られず、不明であるが、申立人に係る平成16年から21年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、事業主は、所得税源泉徴収簿（給与台

帳)で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間のうち、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成22年5月1日から23年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、18万円と記録されている。しかしながら、申立人及び税務会計事務所から提出された当該期間に係る所得税源泉徴収簿(給与台帳)によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年4月から同年6月まで、及び22年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額を平成22年5月から23年6月までを41万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間のうち、平成18年9月1日から21年7月1日までについては、当該期間に係る所得税源泉徴収簿(給与台帳)によると、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる上、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料控除を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成6年1月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成5年8月及び同年9月を50万円、同年10月から同年12月までを53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月31日から7年3月1日まで
株式会社Aに申立期間も勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、厚生年金保険の資格喪失日が平成5年8月31日になっている。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間のうち、平成5年8月31日から6年1月28日までの期間については、雇用保険の記録、健康保険組合の記録、及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間も株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、株式会社Aにおける申立人に係る資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年1月28日）に、遡って5年10月1日の算定記録（標準報酬月額53万円）を取り消し、同年8月31日付けと記録されている上、申立人と資格喪失日が同日の同僚28人は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に、申立人と同様に遡って5年10月1日の算定記録が取り消されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間について社会保険事務所（当時）が、平成5年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた6年1月28日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の取消前のオンライン記録から、平成5年8月及び同年9月を50万円、同年10月から同年12月までを53万円とすることが妥当である。

- 2 申立人の申立期間のうち、平成6年1月28日から7年3月1日までの期間については、雇用保険の記録、及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間においても、株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記同僚のうち一人は、平成6年2月の給与（同年1月の保険料を控除）から厚生年金保険料が控除されなくなったと供述している上、別の同僚から提出された給与明細書からも当該事実が認められる。

また、申立人の当該期間に係る給与明細書が無いこと、及び株式会社Aの元事業主とは連絡が取れないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成6年1月28日から7年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月27日から同年6月1日まで
年金事務所から、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていないと知らされた。

しかし、A社に入社後、B所の2か月間の研修を終えて、C局（現在は、D局）に異動したが、申立期間はB所で勤務しており、当時の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録（異動歴情報）及び事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和42年6月1日にA社（B所）から同社C局に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保存されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

年金事務所から、A株式会社に勤務していた期間のうち、同社がC区からD区に移転した時期（申立期間①）と、D区からE市に移転した時期（申立期間②）について、厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①及び②を被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた6人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間①は、会社がC区からD区に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生

年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間①において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間①に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間①においてA株式会社は適用事業所ではないとされているが、複数の同僚が、申立事業所では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間①において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和36年8月の随時改定に係る記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた6人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間②は、会社がD区からE市に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間②において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間②に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間②においてA株式会社は適用事業所ではないとされているが、複数の同僚が、申立事業所では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間②において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和37年10月の定時決定に係る記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①及び②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとしていることから、社会保険事務所では、申立人の申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

年金事務所から、A株式会社に勤務していた期間のうち、同社がC区からD区に移転した時期（申立期間①）と、D区からE市に移転した時期（申立期間②）について、厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①及び②を被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた6人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間①は、会社がC区からD区に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所

が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間①において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間①に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間①においてA株式会社は適用事業所ではないとされているが、複数の同僚が、申立事業所では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間①において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和36年7月の記録から、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた6人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間②は、会社がD区からE市に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間②において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間②に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間②においてA株式会社は適用事業所ではないとされているが、複数の同僚が、申立事業所では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間②において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和37年9月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①及び②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとしていることから、社会保険事務所では、申立人の申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

年金事務所から、A株式会社に勤務していた期間のうち、同社がC区からD区に移転した時期（申立期間①）と、D区からE市に移転した時期（申立期間②）について、厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①及び②を被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた6人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主は、申立期間①は、会社がC区からD区に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生

年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間①において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間①に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間①においてA株式会社は適用事業所ではないとされているが、複数の同僚が、申立事業所では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間①において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和36年8月の随時改定に係る記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できる上、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた6人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答しているほか、現在の事業主は、申立期間②は、会社がD区からE市に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間②において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間②に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間②においてA株式会社は適用事業所ではないとされているが、複数の同僚が、申立事業所では、当時、物（F製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間②において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和37年9月の記録から、2万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①及び②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとしていることから、社会保険事務所では、申立人の申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

年金事務所から、A株式会社に勤務していた期間のうち、同社が、C区からD市に移転した時期は厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録が確認できる上、A株式会社における同僚のうち、申立人が名前を挙げた6人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答しているほか、現在の事業主は、申立期間は会社がC区からD市に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答し

ている上、現在の事業主は、厚生年金保険の被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間に係る申立人の保険料も控除していたと考えていると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間においてA株式会社は適用事業所ではないとされているが、複数の同僚が、申立事業所では、当時、物（E製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和37年10月の定時決定に係る記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとされていることから、社会保険事務所では、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

年金事務所から、A株式会社に勤務していた期間のうち、同社が、C区からD市に移転した時期は厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時、A株式会社に勤務していた同僚6人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って60人くらいの従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していた旨を回答している上、現在の事業主が、申立人の申立期間に係る在職証明書を提出していることから、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたと認められる。

また、上記の同僚全員が、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたとし、申立人も同じように控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、申立期間は、会社がC区からD市に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しているが、この欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立期間に係る申立人の保険料も

控除していたと考えていると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立期間においてA株式会社は適用事業所ではないとされているが、複数の同僚が、申立事業所では、当時、物（E製品）の製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間において申立事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人に係るA株式会社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和37年10月の定時決定に係る記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A株式会社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとすることから、社会保険事務所では、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA株式会社（現在は、B株式会社）C所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

日本年金機構より連絡があり、A株式会社C所の資格喪失日が昭和34年9月21日、同社D所の資格取得日が同年10月1日となっており、1か月欠落となっていることを知った。申立期間も継続して勤務していたので欠落しているのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びE基金から提出された基金掛金情報から、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C所における昭和34年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主より提出されたF公共職業安定所からの「失業保険被保険者転出届受理通知書」によると、申立人の転勤年月日は、昭和34年9月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日と記録し

たとは考え難いことから、同社C所では、同日を厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と届けたと推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和33年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A総本社B所における資格取得日に係る記録を昭和40年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立人は、申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A総本社C所における資格取得日に係る記録を昭和44年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月1日から同年12月1日まで
② 昭和40年6月21日から同年8月1日まで
③ 昭和44年2月21日から同年3月1日まで

昭和29年2月に株式会社A総本社に入社し、33年1月頃からD職社員としてE市を中心に業務を行っていたところ、同年8月頃にE市にC

所が開設されたため同出張所に転勤した。その後、40年6月頃にB所が開設されたため、D職責任者として同所に転勤した。そして、44年2月頃にB所が閉鎖されたため、C所に所長として転勤し、その後は、49年10月から平成8年9月までF本社に勤務したが、この間、一度も退職することなく継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録、事業所の人事担当者の供述から、申立人が申立期間①において株式会社Aに継続して勤務し（昭和33年12月1日に株式会社Aから同社総本社C所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和33年9月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録、事業所の人事担当者の供述及び同僚が提出した申立期間に係る給与明細書から、申立人が申立期間②において株式会社A総本社B所に継続して勤務し（昭和40年6月21日に同社総本社C所から同社総本社B所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社A総本社B所における昭和40年8月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所のオンライン記録によれば、株式会社A総本社B所は昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務

していたことが確認されたことから、当時の厚生年金法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間②において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録、事業所の人事担当者の供述から、申立人が申立期間③において株式会社A総本社C所に継続して勤務し（昭和44年2月21日に同社総本社B所から同社総本社C所に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の株式会社A総本社C所における昭和44年3月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を平成9年 11 月 1 日とし、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月1日から9年10月30日まで
② 平成9年10月30日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、わたしがAに勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の金額より低くなっている。また、わたしは平成9年10月31日まで勤務しているので、調査して同年11月1日まで記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年1月から9年9月までは 22 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月30日の後の同年11月19日付けで、遡って8年1月から 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において、事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成9年11月19日に、遡って

8年1月から減額訂正されている者は申立人以外に9人確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間①の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、事業主及び複数の元同僚の証言により、申立人は、平成9年10月31日までA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、厚生年金保険料は当月控除であり、平成9年10月支給の給与において同年10月の保険料を控除した旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成9年9月の社会保険事務所のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は、申立期間②に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、当該事業所の商業登記簿謄本によれば、申立期間②において法人格を有していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月1日から同年7月5日まで

わたしは、昭和41年にB区のC株式会社に入社し、その後も一貫して現在の株式会社Dグループの会社に勤務した。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、この期間は勤務していたC株式会社は、E市に移転して、株式会社Aに社名変更した時期である。この期間も変わらず仕事をしており、継続して勤務しているはずなので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和42年6月1日にC株式会社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月5日に株式会社Aで被保険者資格を取得しており、申立期間においては、厚生年金保険の被保険者となっていない。

しかしながら、申立人に係る株式会社D提出の人事異動履歴及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において、株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、C株式会社の責任者だった同僚は、「株式会社AはC株式会社は社名変更をしたものである。また、両社の給与等の事務処理は、親会社のF株式会社（現在は、株式会社D）が行っていたが、申立期間においても、保険料の控除は継続していた。」旨を供述している。

さらに、複数の同僚が、「申立期間において厚生年金保険料が控除されていた。」旨を述べており、上記の責任者の供述と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和42年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所のオンライン記録によれば、株式会社Aは、申立期間に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、C株式会社において、昭和42年6月1日に被保険者資格を喪失した申立人を含む15人が、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった同年7月5日に資格を取得していることが確認できる上、C株式会社の工場責任者だったとする同僚が、申立期間においても、10人以上の従業員の勤務が継続していたとすることから、申立期間において、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Dは不明としているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から10年4月30日まで
② 平成10年4月30日から同年5月30日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成9年10月1日から10年4月30日までの標準報酬月額が、同年7月15日付けで、遡って引き下げられているのはおかしい。また、資格喪失日は同年5月30日であると思うので、調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA株式会社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年5月1日、以下同じ。）の後の平成10年7月15日に9年10月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が事業主及び多数の同僚についても確認できる。

また、事業主は、「当時は、経営不振で資金繰りに苦勞しており、給料の遅配があった。当時の社会保険担当者が死亡しているため保険料の滞納があったかは不明である。」と回答している上、複数の同僚は、「経営不

振で、給料の遅配があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の A 株式会社における厚生年金保険の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の平成 10 年 7 月 15 日において、遡って同年 4 月 30 日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び当該事業所が加入していた B 組合の記録から、申立人は、平成 10 年 5 月 29 日まで A 株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理による記録は有効なものとは認められないことから、当該事業所における申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日及び B 組合の資格喪失日である平成 10 年 5 月 30 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成 10 年 3 月の標準報酬月額の記録から、30 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 11 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は5万円、申立期間②及び③は18万円、申立期間④から⑥までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 12 日
② 平成 16 年 12 月 9 日
③ 平成 17 年 7 月 11 日
④ 平成 17 年 12 月 12 日
⑤ 平成 19 年 7 月 11 日
⑥ 平成 19 年 12 月 7 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間①から⑥までの賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までの賞与については、事業主提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人提出の賞与明細書により、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上記資料で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は5万円、申立期間②及び③は18万円、申立期間④及び⑥は15万円、賞与支給額から、申立期間⑤は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間①から⑥までに係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 7 月頃に会社を退職した後に、夫が自営業であったため国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私が夫の保険料と一緒に納付した。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 7 月頃に会社を退職した後に、その夫が自営業であったため国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、その夫の保険料と一緒に納付したとしているが、申立人は、加入手続を行った時期に関する記憶が明確でなく、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 59 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から53年9月まで

申立期間について、私たち夫婦は国民年金に加入していなかったため、最後の特例納付の期間中に通知（ハガキ）が二度ほど届いたため、昭和55年12月頃に、A通りにあったB区役所の出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に「20歳からの加入が国民の義務」とハガキに書いてあったので、私は20歳から30歳までの保険料、妻は20歳から28歳までの保険料を各40万円ずつ、計80万円を納付し、国民年金手帳を受け取った。領収書に関しては、「年金手帳を受け取り、その日付が20歳の誕生日の前日となっていたので、20歳から保険料を納付した。」と思っていたので領収書は受け取っていない。夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関しては私の妻が行い、保険料の80万円も妻の預金を下ろして納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金に加入していなかったため、昭和55年12月頃にB区役所の出張所でその妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を20歳まで遡って40万円ずつ計80万円を納付したとしている。しかしながら、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとするその妻は領収書を受け取っていないとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年12月頃に夫婦連番で払い出されていると推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できず、第3

回特例納付期間は同年6月30日に終了しているため、制度上保険料を納付できない上、B区の広報誌（昭和55年6月10日発行）においても、「特例納付は6月30日までです。7月1日以降に納めても還付され、納付したことにはなりません。」と記載されていることが確認できることから、この点からも、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、特例納付はできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり、昭和55年12月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、53年10月まで2年の限度まで遡って保険料を納付しており、その納付額は8万9,910円であり、夫婦二人で合計17万9,820円であるところ、夫婦で80万円を納付したとする申立人の申述する額とは大きく相違している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金手帳に記載された資格取得年月日の時期まで遡って保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から53年9月まで

申立期間について、私たち夫婦は国民年金に加入していなかったため、最後の特例納付の期間中に通知（ハガキ）が二度ほど届いたため、昭和55年12月頃に、A通りであったB区役所の出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に「20歳からの加入が国民の義務」とハガキに書いてあったので、私は20歳から28歳までの保険料、夫は20歳から30歳までの保険料を各40万円ずつ、計80万円を納付し、国民年金手帳を受け取った。領収書に関しては、「年金手帳を受け取り、その日付が20歳の誕生日の前日となっていたので、20歳から保険料を納付した。」と思っていたので領収書は受け取っていない。夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関しては私が行い、保険料の80万円も私の預金を下ろして納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金に加入していなかったため、昭和55年12月頃にB区役所の出張所で申立人が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を20歳まで遡って40万円ずつ計80万円を納付したとしている。しかしながら、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人は領収書を受け取っていないとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年12月頃に夫婦連番で払い出されていると推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できず、第3

回特例納付期間は同年6月30日に終了しているため、制度上保険料を納付できない上、B区の広報誌（昭和55年6月10日発行）においても、「特例納付は6月30日までです。7月1日以降に納めても還付され、納付したことにはなりません。」と記載されていることが確認できることから、この点からも、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、特例納付はできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり、昭和55年12月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、53年10月まで2年の限度まで遡って保険料を納付しており、その納付額は8万9,910円であり、夫婦二人で合計17万9,820円であるところ、夫婦で80万円を納付したとする申立人の申述する額とは大きく相違している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金手帳に記載された資格取得年月日の時期まで遡って保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 56 年 3 月まで
昭和 53 年 9 月に会社を退職した時に A 市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は母が家族分と一緒に現金で納付してくれたが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 53 年 9 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、56 年 1 月頃に払い出されたと推認される上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を母が家族分と一緒に現金で納付していたとしているところ、保険料を納付していたとする母からは、納付状況について具体的な証言は得られず、申立人は保険料納付に関与していないことから、保険料納付の状況は不明である。

さらに、申立期間は 31 か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月21日から同年5月1日まで
② 昭和38年8月31日から同年9月1日まで

昭和32年3月21日にA株式会社に入社し、38年8月31日まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和32年3月21日にA株式会社に入社し厚生年金保険料を控除されていたとしているが、当時の事業主は既に亡くなっており、清算時（商業登記簿謄本では、平成2年に清算終了。）の事業主は人事記録や厚生年金保険適用関係資料は保存しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除の有無については不明としている上、申立期間①当時の同僚13人に照会し、回答のあった同僚4人は申立人を覚えておらず、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

また、上記同僚4人のうち2人は、A株式会社には、厚生年金保険に加入しない試用期間があったとしており、当該同僚が入社したとする月と同社に係る事業所別被保険者名簿に記載された被保険者資格取得日との間には、それぞれ4か月及び5か月の未加入期間が確認できる。

さらに、申立人が同時期に入社したとしている同僚の資格取得日は、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同日の昭和32年5月1日であることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 38 年 8 月 31 日まで勤務し、厚生年金保険料を控除されていたとしているが、当時の A 株式会社の事業主は既に亡くなっており、清算時の事業主は、上述のとおり関連資料は保存しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除の有無については不明としている上、申立期間②当時の同僚 10 人に照会し 2 人から回答を得たが、いずれも申立人を覚えておらず申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

また、A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は、昭和 38 年 8 月 31 日と記載されており、遡及訂正等の不合理的な処理の形跡は見当たらない。

3 このほか、申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 7094 (事案 561 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 6 日まで
A 株式会社に昭和 34 年 8 月 1 日に入社し、平成 12 年 * 月 * 日に定年退職したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

第 1 回目の申立て (申立期間は昭和 32 年 7 月 28 日から 36 年 1 月 6 日まで) においては、A 株式会社の退職給与計算書及び社員カードから、申立人が昭和 34 年 8 月 1 日以降同社に勤務していたことは推認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日はオンライン記録と一致しており、申立期間中に申立人の氏名は確認できないこと、及び同社は当時の関係資料を既に処分しており、申立内容に係る事実を確認できる資料は見当たらないことなどから、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、新たな資料の提出は無いが、申立人は、申立期間を昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 6 日までと変更し、同期間に厚生年金保険に加入していたとしていることから、周辺事情を含め、改めて調査を行った。

今回の申立てに係る申立期間当時の同僚 24 人に照会したところ、9 人から回答があり、そのうち 6 人は時期は特定できないが申立人が勤務していた旨を供述しているものの、申立人を知らないとしている 3 人のうち 1 人が、「正社員になってからすぐに厚生年金保険に加入したわけではなかった。」と供述している上、自己の正社員となった日を回答した 7 人のう

ち5人について、正社員となったとしている日とA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された厚生年金保険被保険者資格取得日との間に未加入期間が確認でき、申立事業所では、当時、正社員になった後、直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る保険料の控除については、上記の同僚9人全員が不明であるとしているほか、事業主に再度照会しても、供述を得られない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 7101

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から同年 10 月 30 日まで
私が A 株式会社に勤めていた期間のうち、平成 5 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされている。給与明細書等はないが、当時の給料は 100 万円であり、厚生年金保険料も控除されていた。
この期間の私の標準報酬月額について調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は、平成 5 年 10 月 30 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、オンライン記録から、申立人の申立期間の標準報酬月額は同日以後の同年 11 月 5 日付けで、遡って 53 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る登記簿において、申立人が平成 4 年 7 月から同社の代表取締役となっていることが確認できる。

また、複数の同僚が「申立期間当時の A 株式会社の業務は、申立人の掌握下にあった。」と述べている。

さらに、申立人は、「申立期間当時、経営が思わしくなくなり平成 6 年の 2 月か 3 月頃まで事業の整理をしていた。自分では社会保険事務所（当時）に赴いたことは無いが、多分、社会保険事務所から代表である私宛てに社会保険料を納めるように連絡はあったのだと思う。」と述べていることから、申立期間に係る平成 5 年 11 月 5 日付けの遡及訂正処理に関して、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 15 日まで
有限会社Aでの厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、健康保険労働者年金保険被保険者名簿にも、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が押印されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入するまで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 8 年 5 月 31 日まで
株式会社Aに父とともに代表取締役として勤務していたが、平成 6 年 12 月から 8 年 4 月までの標準報酬月額は当時の標準報酬月額と異なり引き下げられている。事業所は平成 8 年頃、経営難に陥り、厚生年金保険料を滞納したが、社会保険事務所（当時）が滞納保険料を相殺するため勝手に引き下げたものであり、納得できないので、本来の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 6 年 12 月から 8 年 4 月までは 50 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 5 月 31 日より後の同年 6 月 7 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本から、申立人が申立期間当時、その父とともに当該事業所の代表取締役に就任しており、また、その妻が取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、事業所の経営状態は悪化し、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所から呼び出しを受け、その対応のため妻が社会保険事務所に出向き、そこで社会保険事務所職員から滞納保険料に見合う標準報酬月額の減額処理の相談を受けたことから、その要請を受け入れ、署名捺印してきたと妻から言われたことを思い出した。」と申述している。

さらに、もう一人の代表取締役であった申立人の父は既に他界している

上、当時の取締役で社会保険事務所において滞納保険料の処理を行ったとする申立人の妻から回答を得られないことから、申立人が社会保険事務手続に関与しなかった事情について確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月1日から同年6月1日まで
② 昭和42年7月1日から同年8月1日まで

昭和42年3月1日から同年7月31日までの期間において、A株式会社に勤務したが、厚生年金保険の記録は同年6月の1か月しかない。勤務していた申立期間①及び②も厚生年金保険の被保険者だったと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の福利厚生関係事務を行う親会社のB株式会社から提出された退職者カードによれば、申立人は、昭和42年3月1日にCとして当該事業所に入社、同年6月30日に退職と記録されており、申立期間①において、A株式会社に勤務していることが確認できる。

しかし、D連合会の厚生年金基金の加入記録及びA株式会社の事業所別被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和42年6月1日、資格喪失日は同年7月1日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このことについて、B株式会社は、申立人はCで、申立期間当時、Cは試用期間後に本契約を結んでいたため、申立期間①は社会保険に加入していない試用期間であったと思われるとしている。

また、申立人が同僚だったとする者と、申立人が入社した昭和42年3月1日及び被保険者資格を取得した同年6月1日に、当該事業所において被保険者資格を取得している同僚で照会可能な者との合計25人に照会をしたところ、12人から回答があったが、申立人を知る者がおらず、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認することができ

ない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
昭和 42 年 9 月に A 合資会社に入社し、44 年 5 月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において A 合資会社 B 工場又は同社 C 工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A 合資会社 B 工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、同社 C 工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日に A 合資会社 B 工場で被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社 C 工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書から、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分給与から控除されたものの、同年 2 月分給与において返金されていることが確認できる上、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
昭和 40 年 3 月に A 合資会社に入社し、46 年 3 月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において A 合資会社 B 工場又は同社 C 工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A 合資会社 B 工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、同社 C 工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日に A 合資会社 B 工場で被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社 C 工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書から、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分給与から控除されたものの、同年 2 月分給与において返金されていることが確認できる上、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

A合資会社に昭和 35 年 4 月に入社し、45 年 6 月まで勤務したが、事業所がB市からC市に移転した頃の 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの厚生年金保険記録が無い。そのときも、勤務を継続し、厚生年金保険料を控除されているので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA合資会社D工場又は同社E工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A合資会社D工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、同社E工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日にA合資会社D工場で被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社E工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書から、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分給与から控除されたものの、同年 2 月分給与において返金されていることが確認できる上、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
日本年金機構から連絡があり、A 合資会社に勤務していた期間について 1 か月欠落があることを知った。時期は定かではないが B から C へ工場が移転になったことはあるが、申立期間も同社に勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において D 合資会社 B 工場又は同社 C 工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、D 合資会社 B 工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、同社 C 工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日に D 合資会社 B 工場で被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社 C 工場で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書にから、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分給与から控除されたものの、同年 2 月分給与において返金されていることが確認できる上、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 7113 (事案 6437 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで
年金事務所から年金記録確認の文書が届いたので、自分が記入していた給与支給明細書の「記録書」と突き合わせたところ、A 県の B 職として勤務していた申立期間の標準報酬月額が相違していたので、第三者委員会に調査の申立てをしたが、同委員会では、私が提出した「記録書」により、通勤手当が採用の 6 か月後から減額されていることが確認できることから、これに伴い、標準報酬月額も資格取得時に遡及して減額訂正が行われたものとの判断がされ、記録訂正は必要が無いと回答された。
今回、新たに申立期間当時の「通勤手当の精算メモ」が見つかったので、通勤手当が資格取得時まで遡って減額されたことは間違いないが、通勤手当の減額に伴って、申立期間の標準報酬月額を資格取得時まで遡及して訂正されていることにどうしても納得できない。本来、この場合には、厚生年金保険法第 23 条の規定による随時改定により行うべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の勤務形態 (B 職は、原則 1 か月 16 日勤務) では、毎月回数券使用に相当する通勤手当 (2 万 4,611 円) を支払うことになっているところ、申立人の「記録書」から、採用時から誤って定期券使用に相当する通勤手当 (3 万 2,280 円) を支払っていたことがうかがえることから、A 県は平成 12 年 10 月分の給与支給時点以降、勤務形態に基づく通勤手当の見直しを行うとともに、13 年 3 月 26 日に、取得時に遡って標準報酬月額 24 万円を 22 万円に減額訂正する届出を行ったと推認できること、ii) 前述の遡及訂正について、日本年金機構か

ら、「当初届け出ていた資格取得届及び定時決定時の報酬について、後日事業所において固定的賃金や手当の算入漏れ、又は明らかな計算誤りがあった場合等が判明した場合には、社会保険事務所（当時）は、事業主からの届出に基づき、厚生年金保険法の規定により、その理由及び事実の確認を行い、遡及して報酬を決定することになるが、申立人の場合も同様のケースと考えられる。」との回答が得られたことなどから、既に当委員会の決定に基づく23年11月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立期間当時の「通勤手当の精算メモ」が見つかったことから、申立期間の標準報酬月額を遡及訂正の原因は通勤手当の減額によるものであることは判明したが、通勤手当の減額に伴って標準報酬月額も資格取得時まで遡及して訂正されていることにどうしても納得できない。本来、この場合には、厚生年金保険法第23条の規定による随時改定で行うべきであるとして再申立てをしている。

しかしながら、今回、申立人から新たな資料として提出された申立期間当時の「通勤手当の精算メモ」は、「平成12年10月15日、担当主任へ通勤手当精算代金46,014円渡す。」と記載されているが、当該資料からは、申立期間の標準報酬月額の遡及訂正は事業主が通勤手当を遡って減額したことが原因であることはうかがえるものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「当該標準報酬月額を遡及訂正は、厚生年金保険法第23条の規定による随時改定により行うべきである。」との主張をしているが、随時改定は、現在決定されている標準報酬月額が継続した3か月間に2等級以上の差が生じた場合に行われるが、申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録から、24万円（15級）から22万円（14級）と1等級の差しか生じていないため、随時改定が行われる要件には該当していない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 30 日から 59 年 8 月 10 日まで
株式会社Aには、昭和 59 年 8 月 10 日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録によると、57 年 8 月 30 日に資格喪失している。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した手帳(昭和 59 年版)に仕事に関する詳細な記載があること、及び雇用保険の加入記録(昭和 58 年 4 月 7 日から同年 12 月 29 日までの期間及び 59 年 5 月 1 日から同年 8 月 14 日までの期間)により、申立期間の一部において、株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、雇用保険を昭和 58 年 12 月 29 日に資格喪失後、50 日分の特例一時金(失業手当)を受給していることが確認できる上、上記手帳の 59 年 1 月 23 日欄に「職安認定日」の記載があり、申立人に係る雇用保険記録(失業認定日は昭和 59 年 1 月 23 日)と一致している。

また、株式会社Aにおける申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被保険者資格を喪失した昭和 57 年 8 月 30 日の翌日の同年 8 月 31 日に健康保険被保険者証が返納されている上、雇用保険も厚生年金保険と同日の同年 8 月 30 日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、株式会社Aは、商業登記簿謄本によると、平成 8 年 6 月 * 日に解散しており、元事業主は、申立人の勤務は記憶しているものの、当時の資料は整理して無いため申立てについては不明と回答している上、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間当時、当該事業所に継続して勤務していたと推認できる4人にも申立期間中の一部に厚生年金保険に加入していない期間があり、4人のうち一人は、「会社の経営状態が厳しかったので、厚生年金保険を喪失させたのではないか。」と供述している。

また、上記4人のうち3人は厚生年金保険資格喪失後に健康保険の任意継続をしており、うち一人は厚生年金保険第四種被保険者であることが確認できることから判断すると、事業主は一部の従業員について厚生年金保険の資格喪失手続をしたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。